

平成 17 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 ミサワホームホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 水 谷 和 生
(コード番号 1722 東証・大証・名証第 1 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 赤 松 哲 男
(TEL.03 - 3345-1111)

自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

平成 17 年 7 月 28 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分にかかる株式売出し

- (1) 処 分 株 式 数 当社普通株式 46,500 株
- (2) 処 分 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、下記(3)処分方法に記載の売出価格等決定日に決定する。
- (3) 処 分 方 法 売出しとし、野村證券株式会社、UFJ つばさ証券株式会社及び三菱証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。
なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、売出価格等決定日(平成 17 年 8 月 8 日(月)から平成 17 年 8 月 11 日(木)までの間のいずれかの日。以下「売出価格等決定日」という。)における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である処分価額を差し引いた額の総額とする。
- (4) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日までとする。
- (5) 払 込 期 日 平成 17 年 8 月 15 日(月)から平成 17 年 8 月 18 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 17 年 8 月 16 日(火)から平成 17 年 8 月 19 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の 6 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 処分価額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役水谷和生に一任する。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

2. 株式売出し（当社株主による売出し）

(1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 4,933,400 株

(2) 売 出 人 及 び 名称 売出株式数

売 出 株 式 数	名称	売出株式数
	ミサワホーム株式会社	2,508,200 株
	ミサワホーム東京株式会社	918,700 株
	株式会社ミサワホーム静岡	857,700 株
	株式会社アイ・エル・エス	292,300 株
	東北ミサワホーム株式会社	105,100 株
	ミサワキャピタル株式会社	90,000 株
	株式会社ミサワテクノ	65,300 株
	ミサワホーム西関東株式会社	29,900 株
	テックビルド株式会社	25,200 株
	ミサワホーム北日本株式会社	9,500 株
	ミサワホーム九州株式会社	9,500 株
	ミサワホームサンイン株式会社	7,500 株
	ミサワホーム北海道株式会社	6,500 株
	ミサワホーム東関東株式会社	2,000 株
	ミサワホーム東海株式会社	2,000 株
	ミサワホーム近畿株式会社	2,000 株
	ミサワホーム中国株式会社	2,000 株

(3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、売出価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法に記載の売出価格と同一とする。

(4) 売 出 方 法 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法に記載の売出方法と同一とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(2)処分価額に記載の処分価額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。

(5) 申 込 期 間 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(4)申込期間に記載の申込期間と同一とする。

(6) 受 渡 期 日 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(6)受渡期日に記載の受渡期日と同一とする。

(7) 申 込 株 数 単 位 100 株

(8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役水谷和生に一任する。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 497,900 株
- なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は1.自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法及び2.株式売出し（当社株主による売出し）(3)売出価格に記載の売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 1.自己株式の処分にかかる株式売出し及び2.株式売出し（当社株主による売出し）（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式を自ら売出すものとする。
- (5) 申 込 期 間 1.自己株式の処分にかかる株式売出し(4)申込期間及び2.株式売出し（当社株主による売出し）(5)申込期間に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 1.自己株式の処分にかかる株式売出し(6)受渡期日及び2.株式売出し（当社株主による売出し）(6)受渡期日に記載の受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役水谷和生に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これはグループ再編の過程で発生いたしました子会社等が保有する当社株式の処分を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の株式売出しにおきましては、上記「1.自己株式の処分にかかる株式売出し」及び上記「2.株式売出し（当社株主による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「3.株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から497,900株を上限として借入れる当社普通株式（借入れ株式）の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、497,900株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（グリーンシューオプション）を、上記受渡期日に始まり、上記申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）に終了する期間を行使期間（グリーンシューオプションの行使期間）として上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、上記申込期間の終了する日の翌日からグリーンシューオプションの行使期間の最終日の3営業日前の日までの間（シンジケートカバー取引期間）借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（シンジケートカバー取引）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、または上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引および安定操作取引により買付けて返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	46,592 株	（平成 17 年 6 月 30 日現在）
処分株式数	46,500 株	
処分後の自己株式数	92 株	

4. 自己株式の処分による手取金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の自己株式の処分にかかる手取概算額 149,725,000 円については、全額を運転資金に充当する予定であります。また、当社以外の各売出人の手取概算額合計 18,006,910,000 円については、各売出人において、それぞれ借入金返済または運転資金に充当する予定であります。

以 上

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。